

法人会だより

かつしかの窓

2015

Vol.361

遊具がい
っぱい
あつぱい
あるね
なにして
遊ぶか

カヌー

Contents

第3回定時総会開催	2～3	葛飾税務署からのお知らせ	10
平成27年度新任理事のご紹介	3	葛飾都税事務所からのお知らせ	11
退任のご挨拶	4	葛飾区役所・税務課からのお知らせ	12
新任のご挨拶	5	葛飾わくわく！お店探検隊3	13
私の創造の方法	6	説明会のご案内/編集後記	14
法人会活動レポート	7	地球温暖化対策報告書を提出してみませんか？	15～16
女性部会設立30周年記念式典	8		

第3回定時総会開催

日にち：6月16日

場 所：葛飾法人会館3階 大会議室

上程された全ての議案が承認されました。



午後3時定刻に司会の大畑総務委員長から出席者143名、委任状1、746会員で合計1、889会員の出席

席であり、過半数を超えているので、定款第16条、第17条及び第18条の規定によりこの総会が有効に成立した旨報告され、次いで第3回定時総会の開会が宣言されました。

上田副会長の開会のことばの後、山田会長のあいさつに続いて会長が議長となり、議事の審議がされました。報告事項は、大畑総務委員長と、矢部財務委員長より説明されました。決議事項の第1号議案の平成26年度の決算並びに監査報告承認の件を矢部財務委員長、山崎監事より説明されました。第2号議案は役員選任の件で、関口副会長から候補者の名前が読み上げられました。第3号議案の会費改定の件については、増田副会長から説明がありました。上程された議案は全て承認されました。

議事終了後、山田会長は議長席を



会場風景



ご来賓各位

退かれました。その後片岡新会長から新役員が紹介され、新会長あいさつがありました。

次いでご来賓の大畑葛飾税務署長、小野葛飾都税事務所長、内山葛飾区総務部長、萩原青色申告会副会長、鈴木東京税理士会支部長からご祝辞をいただき、ご来賓の紹介の後、祝辞が披露され、岡田副会長の閉会のことばで第3回定時総会は終了しました。

小休憩の後、中村副会長のあいさつ、池田葛飾税務署副署長の乾杯で情報交換会が始まりました。今年は役員改選期で多くの退任者があり、会の途中で退任者のご紹介がされました。新任の方や退任の方を囲み和やかに会は進行し、宮下副会長の中心めで、滞りなく終了しました。



情報交換会風景

退任役員に対する感謝状の贈呈

山岡 幸三
関田 光孝
上田 耕造
宇田 川司
庄木 義益
鈴木 沼文
海老 瀨文
梁瀬 雄司

安瀧 高松
藤澤 高成
橋本 嶋澤
時一 哲義
男 則男
一郎 明男
鉄 哲義
裕喜 博
静 雄
明

上二 古山
林 瓶山
瓶山 本地
菊南 佐
渡
敦男 男進
光 郁英
千穂子
恭 明
(敬称略)



上記諸氏は、常任理事・理事・監事・相談役として永年にわたりそれぞれの要職にあって、積極的に会の発展に尽力され、組織の拡充強化と納税の高揚に貢献されました。その功績は極めて顕著なものがあります。退任にあたり深甚なる謝意を表します。



総務副委員長
吉川 博



財務副委員長
幸田 秀博



組織副委員長
星川 清志



事業研修副委員長
河原 武司



事業研修副委員長
遠藤 隆浩



厚生副委員長
福島 賢一



青年部会副部長
南 一幸



新宿南支部長
柳田 克教



青戸東支部長
大塚 喜司



宝町支部長
内山 実



立石西支部長
岩田 守正



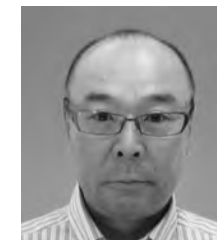
青戸立石支部長
日下部 幸男



東立石支部長
井上 純



新小岩支部長
井本 剛彦



奥戸支部長
宮内 誠



新小岩北支部長
眞田 明男



水元東支部長
福田 博幸



水元中央支部長
谷野 正志朗



南水元支部長
竹内 純一



西水元支部長
宇田川 義幸

平成27年度新任理事のご紹介

退任のご挨拶



前会長
山田 幸三

6月の第3回定時総会で、3期6年務めさせていただいた会長職を、無事退任いたしました。

皆様には、一方ならぬお世話になり心よりお礼申し上げます。

私、葛飾法人会の理事としては、細田支部長3期6年、その後本部副会長を4期8年、平成21年5月より会長職を務めさせていただき計20年という長きに渡りお世話になりました。

思い起こすと支部長時代の若い頃何をするにも一生懸命で、近所の多くの仲間が出来、ゴルフや旅行、そして食事など楽しかった思い出が沢山あります。本部では副会長時代は加瀬会長、関口会長、高木会長と三代に渡りお手伝いをさせていただきました。すばらしい先輩方から学ぶことも多く、仕事だけでは経験できない事も数多く勉強することが出来ました。

平成21年会長を務める事となり、

その翌年には法人会創立60周年という大きな事業に直面し、大変なプレッシャーを感じました。盛大に式典も行い大勢の来賓の方にもお越しいただきました。式典後歌謡ショーを開催し歌手の山本譲二さんに出演していただき大盛況でした。また、60周年として記念誌を発行する事となり、当時の川上副会長に実行委員長をお願いし貴重な記録を残すことが出来ました。

平成25年4月1日には公益社団法人へ移行する事ができました。公益法人化については賛否両論で本部や支部でも意見が分かれ、副会長や支部長さんには大変ご苦労おかけ致しました。特に私の地元の支部の一部の役員から理解を得られず、大変ご迷惑をおかけしましたがおかげさまで無事解決し、今では金井支部長を中心に当支部は加入率も一位となりました。

公益社団法人移行後地域社会貢献事業に重点を置き、事業の拡大を計りましたが各地域事業部長さんの努力で年々活発に拡大し「中川に親しむ集い」「少年野球教室」「健康セミナー」「救命救急講習会」「ダンス大会」等各地域で工夫された事業を実施していただきました。特に「少年

野球教室」は元巨人軍のOBの指導に子供達の目が輝いていました。私自身も始球式をやらせていただき、大変楽しかった思い出です。

また、昨年初めて各地域からの推薦者による「法人会と区民の集い」を開催しました。歌手や和太鼓、マジックやベリーダンスと様々な地元の方に出演していただきました。特に矢部実行委員長始め地域事業部長さんの協力の賜物です。この様な目に見える事業は会員さんにとって一番分かりやすく、これからは非継続していただきたいと思っております。

反面会員数の減少や極端な簡易保険取扱手数料収入の減少により、6月の総会で28年度より会費改定を承認いただきました。今後は一層会員さんにメリットを感じてもらえる事業が必要と思えます。

最後に長い期間法人会と拘って来ましたが、多くの方と知り合い様々な事を勉強することが出来ました。私の人生の中でも最も充実した時期を過ごすことが出来ました。皆様には心より感謝申し上げます。今後もし片岡新会長を中心に、伝統ある葛飾法人会の発展と会員の皆様方のご健勝とご多幸を祈念申し上げます。本当に長い間ありがとうございました。

国税電子申告・納税システム

e-Tax

電子申告で 効率UP!

国税に関する申告や納税、申請・届出などの手続がインターネットで行えます。

納税にはダイレクト納付が便利です!

e-Taxを利用して電子申告等をした後に、届出をした預貯金口座から、簡単な操作で即時又は期日を指定して納付することができます。

※事前にダイレクト納付利用届出書の提出が必要です。
※届出書の提出から利用可能となるまで、1ヶ月程度かかります。

e-Taxを利用して所得税の申告をするとこんなメリットが!

添付書類の提出省略

還付がスピーディ

法人会オリジナルキャラクター「けんた」

法人会は会社経営の効率化のためにe-Taxの普及を支援しています。

ご利用に際し条件、注意事項があります。詳しくはホームページでご確認ください。

イータックス

検索

新任のご挨拶



新会長

片岡嘉治

会員の皆様には、平素より葛飾法人会の諸活動に特段のご理解とご協力を賜りありがとうございます。この度、6月16日に開催されました公益社団法人葛飾法人会第3回定時総会において、図らずも第12代会長に任ぜられました。元より浅学非才の我が身には過ぎたことと、日増しにその責任の重さを痛感し、身の引き締まる思いを致しております。

当会は昭和24年葛飾法人納税協力会として発足し、昭和39年には全国単位会に先駆けて社団法人第1号の認可を得、さらに平成20年の公益法人制度改革の3法施行に伴って、公益社団法人への移行を目指し、平成24年12月に東京都より公益社団法人に認定されました。今年、創立66年目を迎える伝統ある法人会でありま

す。本部8委員会と2部会（青年・女性）、そして8地域事業部それぞれが

主体となり工夫を凝らした特徴ある公益事業を活発に展開している処でございます。

当会はバブル崩壊後の長きに渡る経済不況を経て尚、区内有数の大きな団体であります。毎年の会員増強運動にも拘らず、会員数は現在3700社まで減少し、その為会費収入も減少傾向にあります。また、収入源の三本柱の一角であった簡易保険の取扱手数料収入も今年で限りなく0に近くなります。当会の財政は極めて厳しいと云わざるを得ません。財政の健全化が当面最大の課題と考えており、平成28年度からの会費値上げは止むを得ないものと思っております。会員の皆様の特段のご理解とご協力をお願い申し上げます。

さて、公益社団法人に移行したのに伴って葛飾法人会の事業のあり方も少しずつ変わりつつあります。今迄の会員参加型の事業も不特定多数の人たちが参加できる仕方に変えて行かねばなりません。なかには会員と非会員を同等に扱う事に不満を感じる人がいるかも知れませんが、逆に一般の方が法人会の企画した事業にたくさん参加してくれる事を喜ばしいことと感じるように会員夫々が意識改革をしていかなければと思つて

います。昨年実施した「法人会と区民の集い」はそのモデルケースとして大いに参考にしたいと思えます。

法人会は葛飾区内の中小零細企業の集まりであります。個々の企業が、規模が小さいが故に企業責任として何らかの社会貢献をしたくても出来ない時、公益社団法人葛飾法人会に

入会してその責任を果たす。その受け皿としての存在価値が当会にはあるのだと思えます。

今後とも地域社会に貢献する団体として魅力ある法人会を目指し、努力して参りますので、ご支援ご協力をお願い申します。

東京法人会連合会関係表彰者のご紹介

☆平成27年6月11日(木)一般社団法人東京法人会連合会第3回通常総会が明治記念館において開催されました。当会では次の方々と当会が受表彰披露されました。

◆平成27年度 全法連功労者表彰の推薦
副会長 関口光孝

事業研修委員長 鈴木益雄
事務局長 松崎好男

◆会員増強功労者表彰受表彰者の推薦
細田支部幹事 勘澤忠義
四つ木五支部長 森屋和浩

立石西支部長 成澤裕喜男
◆研修参加率向上 葛飾法人会

☆平成27年度東法連永年勤続役員として
左記の方々へ東法連より感謝状が送られました。

- | | | | | | | | | |
|----------|----------|---------|------------|------------|----------------|------------|------------|-------------|
| 副会長 上田耕造 | 副会長 宮下仁志 | 監事 南千穂子 | 税制委員長 矢島和夫 | 広報委員長 細谷政男 | 広報委員会副委員長 安藤時男 | 青年部会長 金井貴之 | 女性部会長 堀切恵子 | 青戸立石支部長 恩田博 |
|----------|----------|---------|------------|------------|----------------|------------|------------|-------------|



当日ご出席された皆さま

〈役職は26年度〉

私の創造の方法

監事

瀧澤 一郎

当社は明治23年に曾祖父が創業以来126年間繊維加工業を営んで来ました。川に囲まれた葛飾立石は東京という大消費地を近くに持ち発展し、繊維加工が葛飾区の主要産業であった時代もありました。しかし生産拠点が海外に移転し、顧客も同業者も激減していききました。産業の空洞化です。それに対抗するために、私が社長になってからはインターネットを駆使したダイレクト・マーケティングにより新規顧客の創出に心がけ今では社業の中心となっております。商材としては、比較的多くの方に受け入れやすい「手拭」「旗」などをメインとして、お客様の要望をいかに満足し製作するかということを第一に様々なアクションを続けております。

かつては肉体労働やお客様廻りなど、体力勝負的な作業が多かったのですが、1992年に34才で社長を継いだからは、頭を使ってする仕事が増えて行きました。

特に、その頃より飛躍的にコミュニケーションの量が大きくなり、昼間はメール・電話・内線・FAX・郵便・面談や各種書類の読み書きに忙殺され、夜は法人会を始め色々な団体の会合の連続で、いつしか「頭が廻らない」状況に陥りました。

しかし、作文やデザインをしたり、新しいビジネスモデルを考えたりと

いう「創造の仕事」は益々増えて行くばかり。それをどうやって乗り越えるかというのが今回のお話です。



「創造」というものは、「見聞き体験したものの組み換えで移動距離に比例する」と定義した人がおります。

あちこちに行つて、色々なものを見たり話しを聞いたり、体験したその情報をインプットしたあと、お酒を飲んだり、コミュニケーションをして「想像の翼」を膨らますことでカオスになります。それが、ほどなくして「無の状態」になったときに、ポツと「創造」の神様が降りて来て下さるのです。

ところが、この「無の状態」を作るのが難しい。前述のように昼間は様々な雑音で頭が回らず、夜

も忙しいとなると、残るは「深夜早朝」しかありません。

そして、2005年より「ホームページリニューアル」という膨大な作業に取り掛かり始めた時、中学の先生から教わった「草木も眠る丑三つ時方式」を思い出し、夜は9時頃に寝てしまい3時頃に起き、誰も居ない電話も鳴らない深夜早朝の事務所で、創造活動に没頭しました。

以後、「浅草お祭りミュージアム」や「手拭作り文化の普及拡大」などのプロジェクトの助成金申請書・報告書の作製をしたり、「いなせな浅草つ子のお祭りガイド」(2011年刊)「手ぬぐいを知る、作る、使う手ぬぐいクリエイター」(2015年刊)と念願の2冊の書籍を発行することが出来ました。

現在の夢は、「海外の方との取引の拡大」ということで、また新たな創造にチャレンジしております。

法人会などの楽しい夜の会の後も時間を決めて早めに帰宅して、翌朝の創造活動に備えたいと思う今日この頃です。

手ぬぐいを知る、作る、使う
手ぬぐいクリエイター



法人会活動レポート

※ 記事の詳細はホームページをご覧ください。開催日時をクリック頂ければ、全ての記事をご覧いただけます。

女性部会

6月30日

施設慰問



法人会会員の皆さんからご寄附頂いた品物を持参して役員4人で、(社福)手をつなぐ福祉会しょうぶエバンスに慰問に行っていました。

青年部会

4月10日

第50回通常総会



今年度は役員改選にあたり、金井田部会長が退任され、岡部新部会長に交代となりました。

立石支部

4月15日

役員会・支部会計報告会



第1回目の役員会が開催されました。支部長以下役員全員の留任で本年度も活動していきます。7時から支部会計報告会、無事に終了致しました。

女性部会

4月16日～17日

全国女性フォーラム福岡大会



福岡大会に参加。一部は藻谷浩介氏の講演。二部は式典、三部は懇親会。交流を深める為の全国大会、各地の皆さんの活動に圧倒されました。

上千葉支部

4月15日

盲導犬体験学習に立ち会い



上千葉支部の新しい試みとして、区立青葉中学校に日本盲導犬協会の方を招き、盲導犬体験学習に立ち合わせていただきました。

女性部会

4月22日

第30回通常総会



議案は全て承認され、総会ならびに情報交換会は無事終了しました。本年度は新役員4名も加わり、昨年度以上の活動を頑張りたいと思います。

公益社団法人葛飾法人会 女性部会設立 30 周年記念式典

日 時 平成 27 年 5 月 22 日 15 時
場 所 かつしかシンフォニーヒルズ レインボーホール

第 1 部 記念式典：15 時、 第 2 部 記念講演：16 時、 第 3 部 記念祝賀会：17 時 20 分



第 1 部 記念式典は、部会長挨拶、山田会長挨拶に続き、ご来賓の葛飾税務署長、東法連女連協会長、教育長、税理士会支部長からご祝辞を頂戴いたしました。

女性部会の活動をスクリーンに映写して報告しました所、年間事業が大変解りやすく、会員の皆様から好評頂きました。

第 2 部の前進座・妻倉和子氏の講演も飽きずに魅了させる素敵な講演でした。

第 3 部記念祝賀会は、岡田担当副会長のご挨拶、池

田副署長の乾杯のご発声を頂き祝宴に入りました。途中、アトラクションでテヌートマンドリンアンサンブルによる演奏と、歌手・貴津章氏による歌謡ショーで会場を盛り上げてもらい、盛大のうちに無事式典を時間通りにて終了できました事、役員の緻密な打合せの成果と思っております。

又、ご出席くださった総勢 79 名の関係者の皆さま・本部役員・女性部会会員の皆さま、記念式典を盛り上げてくださり、本当にありがとうございます。感謝申し上げます。

女性部会 30 周年の歴史の中で、先輩たちが築いてくださった歩みを大切にこれからも女性部会の充実と向上をはかり、魅力ある女性部会にしたいと思っております。皆さま方の暖かいご支援ご指導の程よろしくお願い申し上げます。



従業員のための退職金を計画的に準備できます。



優秀な人材の確保、定着化に役立ちます。

東法連 特定退職金共済制度

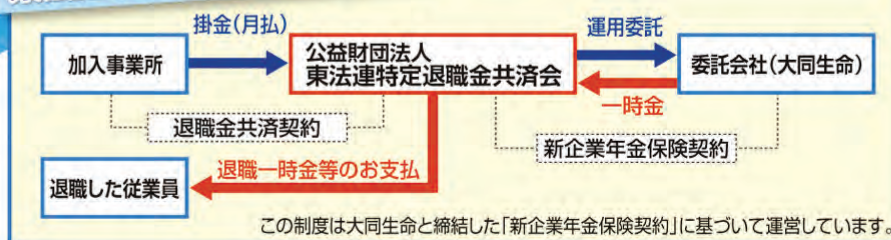
特退共制度の5つの魅力

- 1 従業員1人につき1口1,000円(月額)から30口まで加入できます。
- 2 掛金は全額損金(または必要経費)に算入できます。
- 3 過去勤務期間の通算の取扱いを利用できます。(新規加入時のみ)
- 4 中退共(中小企業退職金共済制度)との重複加入が可能です。
- 5 簡単な手続きで加入いただけます。

公益財団法人東法連 特定退職金共済会とは

- 東京法人会連合会が母体となって昭和52年に設立されました。
- 所得税法施行令第73条に定める「特定退職金共済団体」として、税務署の承認を得て事業を開始し、現在約6千社の事業所に制度をご利用いただいております。
- 東京都知事の公益認定を受けて、平成24年10月に公益財団法人に移行しました。

東法連特退共制度の仕組み



資料請求・
お問い合わせは

TTK 公益 東法連特定退職金共済会
財団法人

〒160-0002 東京都新宿区坂町13番地4 全法連会館3階
TEL: 03-3357-1641 FAX: 03-3357-1642
<http://www.tohoren-tokutaikyo.or.jp>

マル経融資のご案内

無担保・無保証・手数料無

金利 **1.25%** (平成27年6月10日現在)

葛飾区より3年間、支払利子の50%が補助されます

- 融資対象 従業員20人以下の法人・個人事業主の方
(宿泊業・娯楽業を除く商業・サービス業は5人以下)
- 融資限度額 2,000万円
- 返済期間 運転資金7年以内/設備資金10年以内
- 必要書類 2期分の決算書及び確定申告書の写し等
- 相談時間 平日 9:30~12:00 13:00~17:00 (祝日・年末年始を除く)

※本制度の取扱いは、平成28年3月31日の日本政策金融公庫受付分までとなります。

東京商工会議所
The Tokyo Chamber of Commerce and Industry

【お問合せ】

東京商工会議所 葛飾支部
葛飾区青戸7-2-1
テクノプラザかつしか3F

TEL: 3838-5656

<会員・非会員問わずご利用いただけます。>

専門家による窓口相談

無料・要予約

	行政書士	弁護士	税理士	社会保険労務士	相談時間
7月	2日(木)	8日(水)	21日(火)	27日(月)	
8月	お休み				
9月	3日(木)	9日(水)	15日(火)	28日(月)	16:00
10月	1日(木)	14日(水)	20日(火)	26日(月)	
相談例	許認可申請・定款作成・ビザ取得	リース取引・連帯保証・債権回収	記帳・消費税の課税申告書作成・相続税	労働保険・就業規則の作成	



マイナンバー

葛飾税務署からのお知らせ (社会保障・税番号制度の早わかり)

社会保障・税番号制度の概要

- 社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現することを目的として、社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)が導入されます。
- 平成27年10月から、個人・法人番号が通知され、平成28年1月から順次利用が開始されます。
- 税分野では、申告書や法定調書など、税務署に提出する税務関係書類に個人・法人番号を記載することによって、税務行政の効率化及び納税者サービスの向上などが期待されています。

個人番号について

- 個人番号は、12桁の番号で、住民票を有する国民全員に1人1つ指定され、市区町村から通知されます。また、住民票を有する中长期在留者や特別永住者等の外国籍の方にも同様に指定・通知されます。
- 個人番号は、「通知カード」により、住民票の住所に通知されます。
- 個人番号の利用範囲は、番号法に規定された社会保障、税及び災害対策に関する事務に限定されています。

法人番号について

- 法人番号は、13桁の番号で、設立登記法人などの法人等に1法人1つ指定され、国税庁から通知されます。なお、法人の支店や事業所には指定されません。
- 法人番号は、書面により通知を行うこととしており、例えば、設立登記法人については、番号の指定後、登記上の本店所在地に通知書をお届けします。
- 法人番号は個人番号とは異なり、原則として公表され、どなたでも自由にご利用いただくことができます。

特定個人情報の保護措置の必要性

- 番号法(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律)では、個人番号の漏えいや悪用などのリスクから特定個人情報(個人番号をその内容に含む個人情報)を守るため、個人番号の利用範囲や提供を制限するなど、特定個人情報の取扱いについて厳しい保護措置を定めています。

ご不明な点はマイナンバーのコールセンター
0570-20-0178へ

※ナビダイヤルは通話料がかかります。
※平日9時30分～17時30分(土日祝日・年末年始を除く)
※一部IP電話等で上記ダイヤルに繋がれない場合は、
050-3816-9405におかけください。

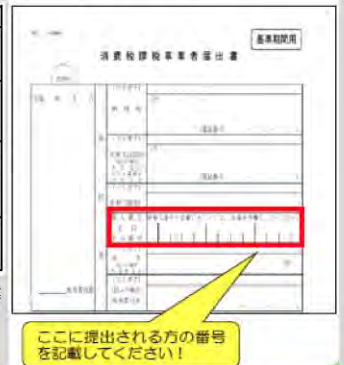
ポイント① 税務関係書類に番号を記載していただく必要があります!

番号の記載が必要となる時期(例)

	記載対象	一般的な場合提出時期
所得税	平成28年分以降の申告書から	(平成28年分の場合) 平成29年2月16日から3月15日まで
法人税	平成28年1月1日以降に開始する事業年度に係る申告書から	(平成28年12月決算の場合) 平成29年2月28日まで
法定調書(注)	平成28年1月1日以降の金銭等の支払等に係る法定調書から	(例) 平成28年分給与所得の源泉徴収票、平成28年分特定口座年間取引報告書 ⇒平成29年1月31日まで
申請書届出書	平成28年1月1日以降に提出すべき申請書等から	各税法に規定する、提出すべき期限

(注) 法定調書の対象となる金銭の支払を受ける者等の番号も記載する必要があります。

番号記載のイメージ



ポイント② 申告書等を提出する際に、本人確認が必要になります!

- 税務署等に個人番号を記載した申告書等を提出する際は、本人確認書類の提示又は本人確認書類の写しを申告書等に添付していただく必要があります。

《本人確認を行うときに使用する書類の例》

- 1 個人番号カード(番号確認と身元確認)
- 2 通知カード(番号確認)及び運転免許証、健康保険の被保険者証など(身元確認)
 - ・ 通知カードとは、本人の氏名、住所、生年月日、性別、個人番号が記載されたカードです。
 - ・ 個人番号カードとは、本人が市区町村に交付を申請し、通知カードと引換えに交付を受けるカードです。個人番号カードには、本人の氏名、住所、生年月日、性別、個人番号等が記載され、本人の写が表示されます。



社会保障・税番号制度の最新情報やお問い合わせはこちら

- ・ 内閣官房「社会保障・税番号制度」ホームページ
<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/index.html>
- ・ マイナンバーのコールセンター(全国共通ナビダイヤル) 0570-20-0178
※ナビダイヤルは通話料がかかります。
※平日9時30分～17時30分(土日祝日・年末年始を除く。)

国税に関する社会保障・税番号制度(法人番号を含む)の最新情報はこちら

国税庁ホームページのトップページ上段の をクリック

<http://www.nta.go.jp/mynumberinfo/index.htm>
最新情報は、随時更新しますので、お知らせコーナーをご覧ください。

中小企業者向け省エネ促進税制～法人事業税の減免～

中小企業者向け省エネ促進税制

～法人事業税の減免～

東京都では、中小企業者が地球温暖化対策の一環として行う省エネルギー設備等の取得を税制面から支援するため、都内の中小規模事業所等において、特定の省エネルギー設備等を取得した場合に、法人事業税を減免しています。

【中小企業者向け省エネ促進税制の概要】

対象者	「地球温暖化対策報告書」等を提出した中小企業者 ・資本金1億円以下の法人等が該当します。
対象設備	次の要件を満たすもの ①特定地球温暖化対策事業所等以外の事業所において取得されたもの ・特定地球温暖化対策事業所等とは、3年連続消費エネルギー量 1,500kℓ以上の事業所をいいます。 ②「省エネルギー設備及び再生可能エネルギー設備」（減価償却資産）で、環境局が導入推奨機器として指定したもの*（指定された導入推奨機器は、環境局のホームページで公表しています。） *空調設備（エアコンディショナー、ガスヒートポンプ式冷暖房機） *照明設備（蛍光灯照明器具、LED照明器具、LED誘導灯器具） *小型ボイラー設備（小型ボイラー類） *再生可能エネルギー設備（太陽光発電システム、太陽熱利用システム）
減免額	設備の取得価額（上限2,000万円）の2分の1を、取得事業年度の法人事業税額から減免 ただし、当期事業税額の2分の1が限度 ※減免しきれなかった額は、翌事業年度等から減免可
対象期間	平成33年3月30日までの間に終了する各事業年度に設備を取得し、事業の用に供した場合に適用
減免手続	減免を受けるためには、事業税の納期限（申告書の延長承認を受けている法人の場合は、その日）までに、減免申請書及び必要書類を提出してください。 なお、申請期限を過ぎますと減免を受けることができませんのでご注意ください。

◆詳しくは主税局ホームページ内「<東京版>環境減税について」をご覧ください

主税局 環境減税

検索

詳しい案内やQ&Aも掲載しています。

【お問い合わせ先】

- 中小企業者向け省エネ促進税制に関すること
 - ・東京都台東区税務所法人事業税第二係 03-3841-1694
 - ・主税局課税部法人課税指導課（法人事業税係） 03-5388-2963
- 地球温暖化対策報告書制度・導入推奨機器に関すること
 - 東京都地球温暖化防止活動推進センター ヘルプデスク 03-5388-3408

eLTAXをご利用の皆様、Javaの最新バージョンへの変更をお願いします

地方税ポータルシステム（eLTAX）が平成27年5月14日よりJava実行環境の最新バージョン（Java8 update45）に対応いたしました。eLTAXの利用届出、電子申告をご利用の皆様はJavaの最新バージョンへの変更をお願いします。

詳細は、eLTAX ホームページ (<http://www.eltax.jp/>) または下記問い合わせ先へ
 問い合わせ先：eLTAX ヘルプデスク 0570 - 081459（受付時間：9:00-17:00（平日））
 （上記につながらない場合は 03-5500-7010）

葛飾区役所・税務課からのお知らせ

葛飾区立石 5-13-1
TEL03-3695-1111 (代)

住民税（特別区民税・都民税）の特別徴収にご協力ください

＜問い合わせ先＞ 課税係 03-5654-8550（直通）

特別徴収とは、事業主の方が従業員や専従者の給与から住民税を徴収し、6月から翌年5月までの12回で毎月納入していただく方法です。

所得税の源泉徴収をしている事業者の方は、従業員、パート及びアルバイトの方に対して、特別徴収することとなっています。普通徴収の年間4回払いに比べ、従業員の1回あたりの納付額が少なく、負担が軽くなります。また、税額を計算する必要はありません。

お手順をおかけいたしますが、ぜひ特別徴収のご協力をお願いいたします。

事業所などの給与事務担当者の方へ

＜問い合わせ先＞ 葛飾税務署 03-3691-0941（自動音声で案内します。）

会社等で社員の方の所得税や住民税（特別区民税・都民税）の納入などを担当している方向けに、平成27年分の年末調整等説明会を以下の日程で実施いたします。この説明会の資料は10月下旬ごろ送付いたします。ぜひご参加ください。

【日時・会場】

日にち	会場	所在地
11月2日（月）	新小岩北地区センター 1階ホール	東新小岩6-21-1
11月4日（水）	金町地区センター 5階大ホール	東金町1-22-1
11月5日（木）	高砂地区センター	高砂3-1-39
11月6日（金）	男女平等推進センター（ウィメンズパル） 1階多目的ホール	立石5-27-1

【時間】

各会場とも午後1時30分から3時30分までです。なお、男女平等推進センターのみ午前10時から12時についても開催いたします。

【内容】

給与所得者の年末調整の仕方と法定調書・住民税（特別区民税・都民税）に係る給与支払報告書の作成・報告などについてわかりやすく説明します。また、必要な帳票類を会場でお渡しします。（帳票類については、10月下旬から税務署及び区役所税務課（3階321番窓口）で随時お渡しします。）

住民税の普通徴収（個人納付）の方へ

＜問い合わせ先＞ 納税係 03-5654-8280（直通）

納期内の納付にご協力をお願いします。便利な金融機関の口座振替をご利用ください。

各納付期限は以下のとおりです。

第二期 8月31日（月） **第三期** 11月2日（月） **第四期** 平成28年2月1日（月）

【納付方法】

金融機関（銀行、信用金庫、信用組合、農協等）、郵便局（ゆうちょ銀行）、コンビニエンスストア、区役所、区民事務所、区民サービスコーナー及びモバイルレジにて納めることができます。

葛飾わくわく！お店探検隊

文と写真

岩澤亜紀子

取材協力店大募集：5千人の読者に向けて、お店のアップルをしてみませんか！（費用はかかりません）
 ☎090-6484-9981 / FAX 047-472-0190 / メール iwawawa@roku-design.com

おなか豊かに
こころ豊かに

☎ 03-3601-4993

食聖清寿司

(有) 清寿司

青砥駅北口を出て京成線沿いに環七通りの方へ行くと創業昭和12年の清寿司がある。3代目が改装したお店は前面の大きなガラス窓から宴会場の2階へ続く階段が見え、店内には吹き抜けがあるしゃれた雰囲気だ。1階のダイニングはカウンター8席と4人掛けのテーブルが2つ。2階は宴会場になっており、会社の宴会や家族向けのお祝いの席にぴったりだ。(30名まで予約可能、宴会コースは一人5500円) 椅子席のため正座が苦手な方も安心だ。



【住所】青戸 6-1-5
 【営業時間】 11:30 ~ 14:00
 17:00 ~ 23:00
 【定休日】 毎水曜日・第3水木曜日
 (青戸東支部)



よくばりランチ (1000円)

船橋の市場から仕入れるネタは新鮮で本格的なおいしい寿司だ。ランチはにぎり1000円、ちらし大盛は1500円。特にお勧めなのがちらしとにぎりの両方が食べられるよくばりランチ(1000円)。夜はお寿司の他に焼き物や巻物があり、なま物が苦手な方にも楽しんでいただけるようお客様のリクエストにお答えすること。出前もあり、高砂、立石あたりまでお届け可能。(夜のみ。22時最終受付)
 お一人様も歓迎なので気軽にお寿司を楽しんではいかがでしょうか。

☎ 03-3603-4478

鰻いづみ

(有) 越智

100年だれで
焼き上げる鰻。青砥焼き



【住所】青戸 5-2-4
 【営業時間】 11:30~14:30 (L.O. 13:30)
 17:00~22:00 (L.O. 20:30)
 【定休日】 日曜 (ご予約により営業することもあります。)

(青戸東支部)

青砥駅から徒歩約5分、青戸第一公団入り口バス停前にあるモダンなお店が鰻いづみだ。少し奥まった入り口を開けると黒を基調とした店内に鰻の焼けるいい香りが漂ってくる。いづみの鰻は国産鰻と秘伝の百年だれを使い、口に入れると溶けるようなほどよいやわらかさで焼き上げる「青砥焼き」だ。注文を受けてから蒸すのに約35分。その後10分ほど焼いて百年だれに3度ぐらせる。時間が限られている場合は事前に予約も可能。店に着く時間までに蒸すところまで用意してくれる。



メニユーは1人前上4000円、1人前が多い場合は4分の3(3000円)、半うなぎ(2100円)もある。その他にサラダ、かき揚げなどの単品、日本酒、ビール、ハイボールなどのドリンクも多々あるので鰻の焼きあがりを待つ時間に楽しみたい。ランチは昼限定いづみ井(デザート付)が2000円など気軽に鰻を楽しめるメニューも用意されている。1名から予算に応じたコースを頼むことができ(3000円位)、26名までの会食も対応可能。出前、お弁当もやっているのので会社、自宅でもいづみのうなぎを味わえる。
 葛飾にはこんなにおいしい鰻がある。今年の土用は近場で鰻はいかがだろうか。

■ 表紙のイラストについて ■



「いつもの一家、今日はお父さんと息子のふたりで東立石緑地公園に遊びにきたようです。

緑いっぱいの公園で遊具もたくさんあるのでこどもだけでなくおとなでも一緒に楽しめるのではないのでしょうか。

暑い日がつづくので熱中症には気をつけてほしいところです。

涼を求めてか、息子がカヌーをやりたがっていますが残念ながら、中川ではできないでしょうね。」

イラスト： かつしかけいた

編集後記

しみじみ感じる夏

季節は、植物や草花から感じます。

鬱陶しい梅雨が終わって（人間界の我儘）、雨の恵みで穂が実り、水源に貯められた貴重な優しい瑞々しい蓄えで真夏の需要に渇水という我慢が無いわけで、自然の恵みに私達の生活が支えられている事 感謝。

真夏のガラガラしたお日様に紫外線対策を考えていらっしゃる世の美しい女性陣、たまには太陽に感謝して、某デザインのサングラス越しに話してみたら、（うふふ）

さて、公益社団法人葛飾法人会6月16日の定時総会にて役員改選がありました。退任なされた役員さんお世話様でした。新任の役員さんどうぞよろしくお願い致します。

我らが広報委員会でも、新委員さんをお迎え致しました。愛される「かつしかの窓」制作編集を新たな気持ちで邁進致しますから、読者の方々のご意見ご要望広報委員会にお届けくださいませ。感謝いっぱいの広報委員会です。

（広報委員長 細谷政男）

第18回政治経済講演会

日時：平成27年8月26日（水）
午後6時
会場：かつしかシンフォニーヒルズ
モーツァルトホール
講師：岸 博 幸 氏
演題：「混迷する政治と経済を斬る
～立て直しのタイムリミットは
あと2年」

※詳細は同封の（または一緒に配布されました）チラシをご覧ください。

◆一般の方も参加できます。但し、葛飾区在住に勤者に限ります。

お問合せ先：葛飾法人会事務局（3693-3744）

◆ 説明会のご案内 ◆

決算法人説明会		
開催日	時間	場所
8月 4日（火）	13:30～16:00	葛飾法人会館
9月 2日（水） 3日（木）	13:30～16:00	葛飾法人会館
10月 6日（火）	13:30～16:00	葛飾法人会館
11月 9日（月）	13:30～16:00	葛飾法人会館
新設法人説明会		
10月 8日（木）	13:30～16:00	葛飾法人会館

口座振替で会費納付
されている会員様へ

11月27日（金）に葛飾法人会平成27年度下期分の会費の口座振替が実施されますので、よろしく願いいたします。

なお、新会員もしくは新たに口座振替を始められた会員の初回（初年度）の口座振替月は手続きの関係上、上記の11月以降となる場合がありますことをお含みおきください。

区分	資本金	半期分（月額）
正会員	300万円以下	4,200円（700円）
	300万円超～1,000万円以下	5,100円（850円）
	1,000万円超	6,000円（1,000円）
正会員 （資本金 以外の基準）	医療法人、学校法人、 宗教法人、NPO法人、 金融機関等	6,000円（1,000円）
賛助会員	法 人	4,200円（700円）
	個 人	3,000円（500円）

かつしかの窓

Vol. 361

平成27年7月25日発行

発行所 公益社団法人 葛飾法人会

葛飾区立石7丁目29番2号

URL <http://www.katsuhou.net>

TEL3693-3744 FAX3693-3906

E-mail info@katsuhou.net

発行人 片岡嘉治

編集人 細谷政男

葛飾法人会会員の方は法人税申告書別表一（一）の上部欄外の右上部分にこのシールを張ってご提出ください。（OCR用紙には貼らないでください。） →

東京都提出「地球温暖化対策報告書」作成希望依頼書

東京都地球温暖化対策報告書を提出したいので、下記内容に基づいた作成を依頼します。

●企業情報記入欄

法 人 名			
代 表 者 名		役 職	
担 当 者 名		役 職	

※代表者、担当者ともに必ずフルネームでご記入ください。

業 種			
-----	--	--	--

※業種についてはなるべく詳しくご記入ください。

例) 単に「製造業」ではなく、「プラスチック容器製造業」や「建築用金属部品製造業」等、細かく記入。
 また、細かく分類した際に複数の分野にまたがる場合は、最も主要なもの一つを記入下さい。
 なお、日本標準産業分類の細分類番号4ケタをご記入頂ければ、詳しくご記入いただくなくてもかまいません。

本 社 所 在 地	〒		
連 絡 先	☎	fax	☎
延 床 面 積	m ²	事業所等の実績年度の エネルギー使用期間	□1年度分 □1年未満
所 有 形 態	□自己所有 □他者所有	報告範囲	□建物の全部 □建物の一部(テナント) □建物の一部(その他)
報告範囲の 主たる用途 (延床面積の 約50%以上)	□事務所 □商業施設(物販) □商業施設(飲食) □工場 □複合施設 □その他()		

●エネルギー使用量記入欄(年次データ-平成26年4月分から平成27年3月分まで)

使用料			
都 市 ガ ス			Nm ³
L P G			kg
灯 油			L
その他の燃料			単位()
電 気 (特に契約をしていない場合は、 その他に記入ください。)	買電(昼:8~22時)		kWh
	買電(昼:22~翌8時)		kWh
	その他(昼夜不明を含む)		kWh
水 道	水道及び工業用水道		m ³
	公共下水道		m ³

26年度地球温暖化対策や省エネ対策として特別に取り組んでいる事があればご記入ください。

↑ 上記使用になっているエネルギーの数値をご記入ください!

◇ 本社以外に東京都内の支店・営業所をお持ちの方は、お手数でも用紙をコピーして、所在地・面積・エネルギーデータ等ご記入の上、支店等分の依頼書も合わせてご提出ください。

※平成26年4月から平成27年3月の途中で開設・閉鎖された、支店・営業所については、その旨をお書き添えください。

◆ 提出書類には会社印(丸印)が必要です。報告書作成後ご連絡をしますのでよろしくお願い致します。



- 葛飾法人会では、区内の事業者の皆様へ「地球温暖化対策報告書」の提出を呼びかけています。
- この報告書は、東京都条例に基づく制度で、各事業所が平成26年4月から平成27年3月までの1年間に使用した電気・ガス・水道・灯油の量(料金ではなく使用量)を調べて報告書に記載し、東京都へ提出することで減税などのメリットが受けられるようになっています。
- 報告書の提出にあたり書類作成を法人会がお手伝いさせていただきます。
- このご案内の裏面をコピーし、必要事項をご記入の上、葛飾法人会事務局まで、FAX、または郵送にてお送りください。

FAX 番号 03-3693-3906
送り先 ㊦ 124-0012
葛飾区立石7-29-2
公益社団法人 葛飾法人会 宛

《 締 切 》

平成27年9月30日(水) 法人会到着分

エネルギーの使用量につきましては、各請求書、検針票等でお調べ頂く以外に、下記の各事業所にお手元に請求書等をお持ちになり電話にて問い合わせ頂ければ1年分の確認ができます。

電気：東京電力㈱東京カスタマーセンター(第一)

TEL 0120-995-002(フリーダイヤル)

TEL 03-6374-8936

ガス：東京ガスお客さまセンター(都市ガス)

TEL 0570-002211(ナビダイヤル)

TEL 03-3603-0361

水道：水道局お客さまセンター

TEL 03-5326-1101

※自動車の燃料として使用したガソリン、軽油は報告対象外です。

初めての

書類作りを法人会がお手伝い!

地球温暖化対策報告書を提出してみませんか?

このようなメリットもあります!

中小企業向け省エネ促進税制

- 都内中小規模事業所において、省エネルギー設備等を取得した場合に、事業税(法人事業税)を減免します。

【制度概要】

■対象者

- ①資本金の額が1億円以下の法人
(保険業法に規定する相互会社を除きます。)
- ②「地球温暖化対策報告書」等を提出していること

■対象設備

◎省エネルギー設備及び再生可能エネルギー設備で、環境局が導入推奨機器として指定した設備

- ・法人税法に規定する減価償却資産として償却すべきものをいい、使用可能期間が1年未満であるもの又は取得価額が10万円未満であるものを除きます。
- ・貸付または住宅の用に供する設備、取得時に既に事業または住宅の用に供されていた設備(中古設備等)を除きます。

なお、上記の要件を満たした設備であっても、都の助成を受けた設備は対象外となりますのでご注意ください。

■減免額

設備の取得価額(上限2千万円)の2分の1を取得事業年度の法人事業税の税額から減免します。

(ただし、当期事業税額の2分の1を限度)

※減免しきれなかった額は、翌事業年度等の法人事業税の税額から減免可

■対象事業年度(法人事業税の減免の場合)

(法人)平成33年3月30日までの間に終了する各事業年度に設備を取得し、事業の用に供した場合に適用

申込み・問い合わせ先

<中小企業向け省エネ促進税制に関する事>

- ・所管都税事務所の法人事業税係
- ・主税局課税部法人課税指導課 法人事業税係 03-5388-2963

<地球温暖化対策報告書制度/導入推奨機器に関する事>

- ・東京都地球温暖化防止活動推進センター(愛称:クール・ネット東京) ヘルプデスク 03-5388-3408